

## 7. 増減訂正・概算修正について（概要）

- 概算に係る訂正

増額訂正：新規委託の事業場の概算を新たに立てる場合

減額訂正：申告済みの事業場が委託解除した場合

（概算保険料が増額になる場合を含む）

概算修正：申告済みの事業場の概算額を変更する場合

（概算保険料額が当初の2倍を上回る場合又は2分の1を下回る場合）

- 提出（持参又は郵送）期間等

<増額訂正・概算修正（増額）>

期	提出期間	摘要
2期	<u>9月1日（月）～9月18日（金）</u>	2期及び3期分の納付書又は口座振替に反映される。
3期	<u>12月1日（月）～12月18日（金）</u>	3期分の納付書又は口座振替に反映される。

<減額訂正・概算修正（減額）>

期	提出期間	摘要
2期	<u>9月1日（月）～9月18日（金）</u>	3期分の納付書又は口座振替から反映され、それを上回る額が2期分に反映される。
3期	<u>12月1日（月）～12月18日（金）</u>	3期分の納付書又は口座振替に反映される。

※ 12月以降に生じた増・減額訂正は翌年度年度更新時期に申告してください。

※ 上記提出期間外の申告は受付できません。提出期間外に届いた書類は受理せず、そのまま返却いたします。

※ 減額訂正を行い一般拠出金がある場合は、一般拠出金を併せて申告納付する必要はありません。一般拠出金の算定を行い、委託事業場から徴収した上で、翌年度の年度更新において申告・納付して下さい。

ただし、メリット事業場については申告書による確定精算となるため、一般拠出金の納付が必要となります。

※ 減額訂正については、必ずしも上記摘要の処理にならない場合があります。

※ 同一の基幹番号で同じ期に、増額訂正と減額訂正がある場合は、申告書内訳は各々分けて作成し、申告書はまとめて作成して下さい。

〔 詳細につきましては、埼玉労働局ホームページ掲載の  
【労働保険事務組合 事務処理手引】第4の「3. 増減訂正」をご確認ください。 〕